

- 相模原南市民ホール、相模原市、神奈川県
- (5) 井上 智。教育・特別講演 7-2：狂犬病の現状とその課題について。第 10 回 人と動物の共通感染症研究会学術集会。人と動物の共通感染症研究会。2010 年、10 月 30 日、日本大学会館・大講堂、東京都
- (6) 井上 智。人獣共通感染症について知る。動物総合管理 1（動物と人の関係学 - 動物から人へのメッセージ）。知の市場。レギュラトリーサイエンス教育講座 (WT221 シラバス (01 後期))。早稲田大学、規範科学総合研究所。2010 年、11 月 4 日、早稲田大学、東京都
- (7) 井上 智。今、話題の感染症（狂犬病の脅威）。食物科冬季集中講義（食物科専門科目：公衆衛生）。2010 年、12 月 24 日、東京都立農業高等学校、東京都
- (8) 井上 智。我が国の狂犬病予防について（近隣アジア諸国における狂犬病の発生状況から）。平成 22 年度狂犬病予防注射業務関係者研修会。2011 年、1 月 14 日、新潟県自治会館、新潟県
- (9) 井上 智。狂犬病について。平成 22 年度相模原市動物取扱者研修。2011 年、1 月 25 日、
- (10) 井上 智。狂犬病について。平成 22 年度県・市町村狂犬病予防業務及び動物愛護管理業務担当者合同研修会。2011 年、1 月 28 日、島根県松江合同庁舎、島根県
- (11) 井上 智。わが国の狂犬病対策（法律、防疫、発生時体制、技術）。狂犬病を考える～その現状と将来。平成 22 年度 日本獣医師会獣医学術学会年次大会。2011 年、2 月 11 日、長良川国際会議場、岐阜県

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得 なし
2. その他

参考資料

- 資料 1 コンテナ迷入動物が確認された際の動物検疫対応について
・平成 22 年度狂犬病予防業務担当者会議資料
- 資料 2 渡航先での交渉被害者への狂犬病暴露後ワクチン接種対応事例
・徳島県保健福祉部生活衛生課事務連絡
- 資料 3 海外の危機管理プラン等
- | | |
|---------|---------|
| 図 1-3 | 英国 |
| 図 4-6 | フランス |
| 図 7-8 | 米国 |
| 図 9-1 1 | オーストラリア |
| 図 1 2 | 台湾 |
- 資料 4 犬解剖手技・骨切断モデル及び献体による頭部切開及び検体採取実習について
・愛知県動物保護管理センター/愛知県衛生研究所
- 資料 5 結果報告書（アンケート集計と解析）
・厚生労働科学研究費補助金（インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業）
動物由来感染症の生態学的アプローチによるリスク評価等に関する研究
「狂犬病の診断技術向上のための解剖手技習得モデル・教材の開発に関する研究」
分担報告より
- 資料 6 凍結した犬頭部からの狂犬病検査部位の際剤法の検討
・さいたま市動物ふれあいセンター
- 資料 7 ネコの脳摘出条件の比較検討
・東京都動物愛護相談センター/城南島出張所
- 資料 8 犬の飼養状況確認について（郡山市）
・平成22年度 狂犬病予防業務担当者会議（平成22（2010）7月29日）資料より
- 資料 9 港湾周辺地区における畜犬飼育頭数の把握と未登録犬等に対する指導について（案）
・網走保健所/網走市市民部生活環境課の参考資料
- 資料 1 0 GIS（地理情報システム）ソフト及び画像検索ソフトを活用した飼い犬台帳の作成
・島根県隠岐支庁隠岐保健所環境衛生グループ発表資料（平成23（2011）1月27日）
- 資料 1 1 地図分布からみえてくるもの（新潟市における犬の捕獲状況）
・新潟市保健所報告資料より
- 資料 1 2 タイ赤十字で撮影された狂犬病を発症したイヌの映像クリップ資料

(1) コンテナ迷入動物が確認された際の 動物検疫対応について

(農林水産省動物検疫所 感染症対策専門官 増田 真人)

動物検疫所の業務

・家畜伝染病の侵入防止

(家畜伝染病予防法) → 畜産振興(食料の安定供給)

人と食品の安全

・狂犬病、エボラ出血熱等の動物由来感染症の侵入防止

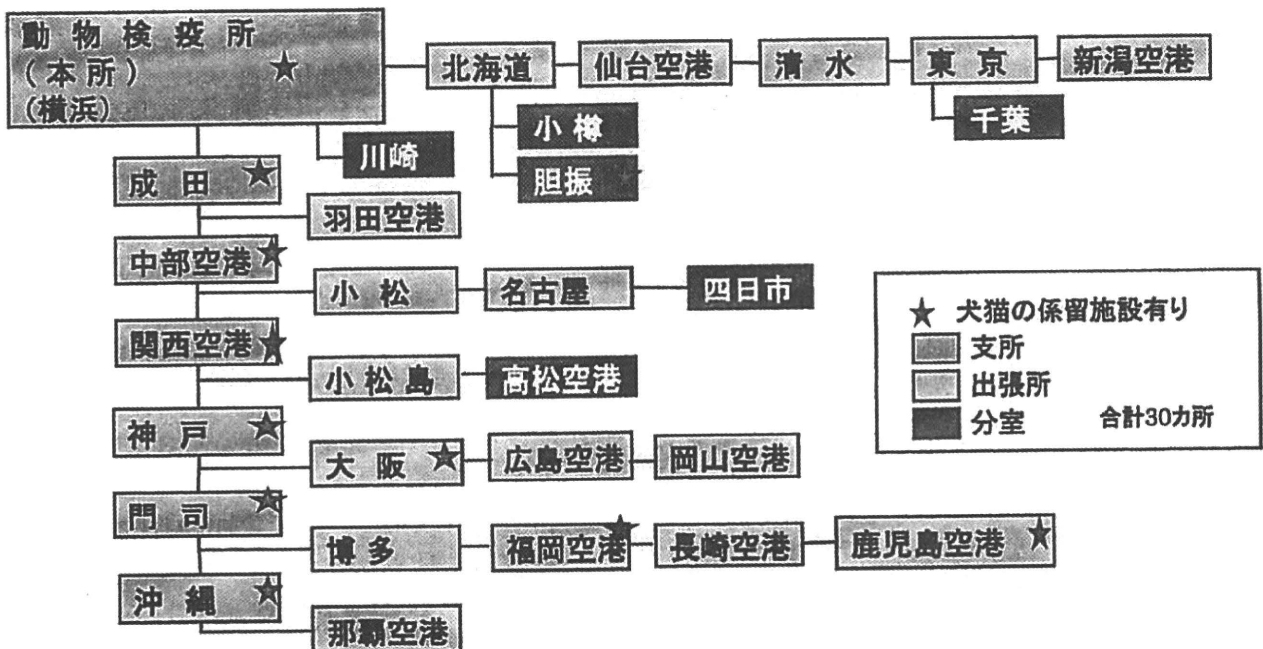
(狂犬病予防法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律) → 公衆衛生の向上及び公共福祉の増進

・水産動物の伝染病の侵入防止

(水産資源保護法) → 水産資源の保護

1

動物検疫所の組織・体制



家畜防疫官数の推移

(単位:人)

昭和50年	昭和60年	平成元年	平成10年	平成20年	平成21年
122	147	193	262	345	356

* 年度末定員

2

平成15年以降の犬・猫の輸入検疫頭数 (単位：頭)

	犬 (頭数)	猫 (頭数)
2003 (平成15年)	16,892	2,457
2004 (平成16年)	14,376	2,611
2005 (平成17年)	8,309	1,635
2006 (平成18年)	8,099	1,655
2007 (平成19年)	7,281	1,601
2008 (平成20年)	6,591	1,593
2009 (平成21年)	6,391	1,700

3

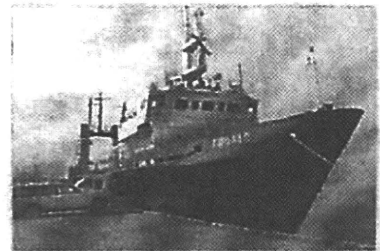
犬・猫の用途別輸入検疫頭数 (単位：頭)

	犬 (愛玩用等)	犬 (実験用)	猫 (愛玩用等)	猫 (実験用)
2000 (平成12年)	6,448	4,735	1,632	458
2001 (平成13年)	7,196	4,905	2,009	391
2002 (平成14年)	8,025	4,258	1,883	405
2003 (平成15年)	12,522	4,370	1,895	562
2004 (平成16年)	10,460	3,916	2,041	570
2005 (平成17年)	4,636	3,673	1,324	311
2006 (平成18年)	4,443	3,656	1,430	225
2007 (平成19年)	4,240	3,041	1,445	155
2008 (平成20年)	4,096	2,495	1,490	103
2009 (平成21年)	3,866	2,525	1,526	174

● 外国船からの不法上陸犬

不法上陸犬の調査と対策

入港数 8,244隻(平成12年度)
入港先 北海道(稚内、根室、小樽、等)
富山県(伏木富山、等)
(以上の港で入港船数の80%を占める)



犬の乗船率 6割以上
咬傷事故 毎年発生

(平成13年度厚生科学研究(山田班)報告書)



不法上陸防止に向けた取組み

市、保健所、警察、海保、農水(動検)、厚
労(検疫)、獣医師会、通関業者等による
連絡会議

定期的な巡回指導

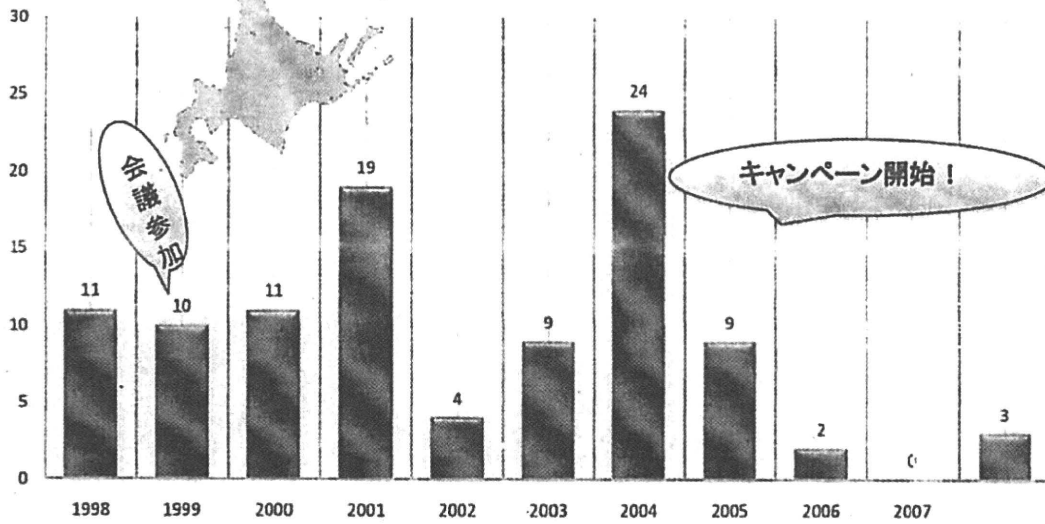
港湾地区での啓発(チラシ、放送、立て看板)

-56-

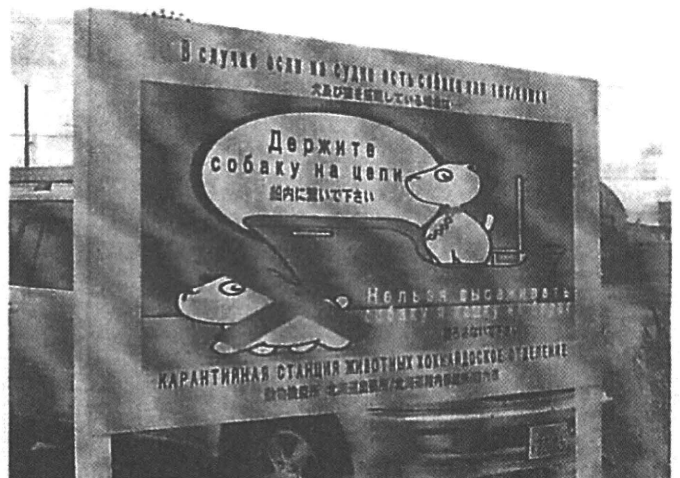
(写真: 国立感染研提供)

稚内での不法上陸犬頭数

Head

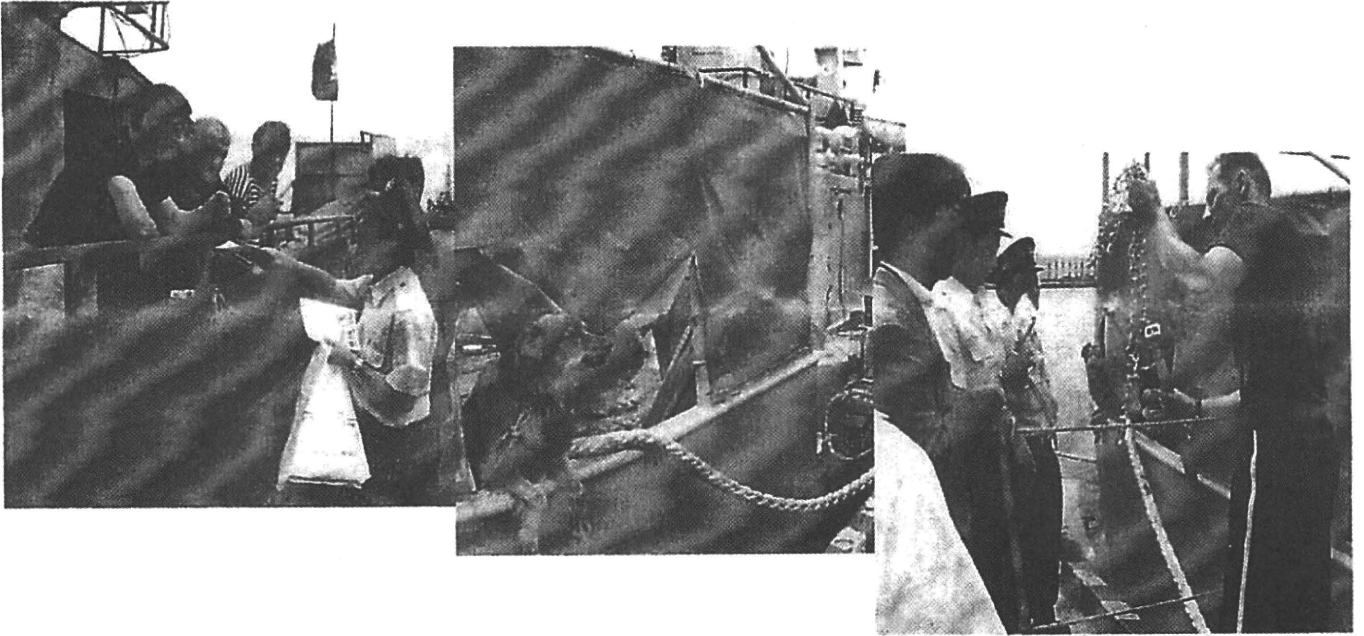


不法上陸犬防止キャンペーン



I'm perfect!

不法上陸犬防止キャンペーン



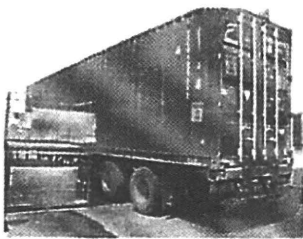
2008 July

不法上陸犬防止看板の設置状況

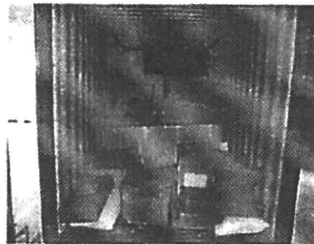
設置場所(港)	枚数
富山伏木港(伏木地区)	2
富山伏木港(富山地区)	1
富山伏木港(新湊地区)	2
新潟港(東港)	2
稚内港	12
網走港	2
花咲港	3
留萌港	2

● コンテナに迷い込んで輸入される猫

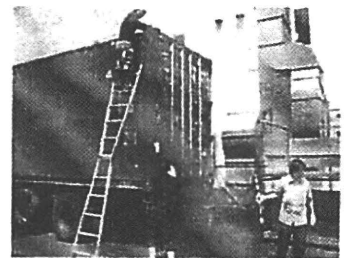
コンテナに迷い込んだ猫



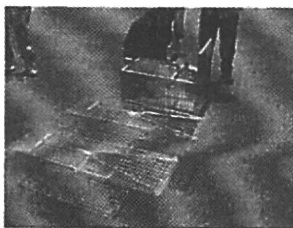
40フィートコンテナ



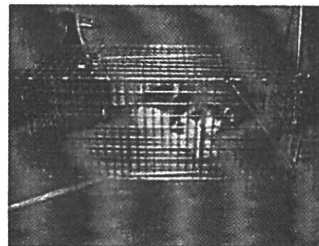
コンテナ内荷物例



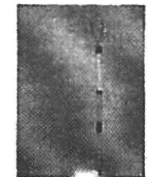
コンテナ迷入猫の捕獲作業



捕獲器

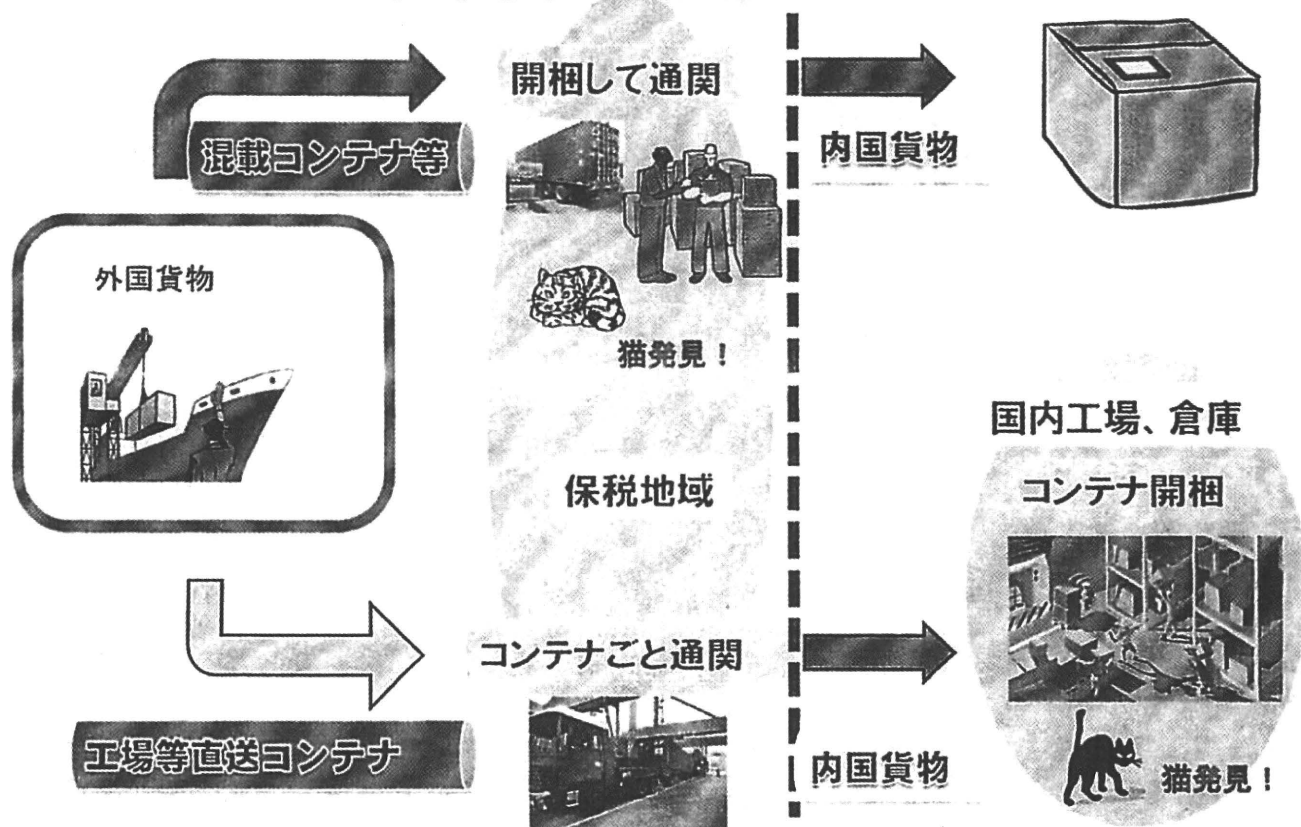


捕獲された迷入猫



捕獲のための道具

コンテナ貨物の流れ



13

コンテナ等に迷入していた猫

コンテナ等に迷入していたため、動物検疫所に通報があり、動物検疫所において処置した猫の頭数は、以下のとおりである。

(動物検疫所調べ。平成22年は6月30日現在)

	猫の頭数	その他
2003 (平成15年)	3	県の保健所等で処置した猫が2頭
2004 (平成16年)	13	県の保健所等で処置した猫が2頭 逃亡猫が1頭
2005 (平成17年)	7	逃亡猫が1頭
2006 (平成18年)	15	
2007 (平成19年)	18	逃亡猫が1頭
2008 (平成20年)	18	
2009 (平成21年)	9	アライグマが1頭、逃亡猫が1頭
2010 (平成22年)	12	

-60-

14

仕出国別コンテナ迷入猫の頭数

	2005 (平成17年)	2006 (平成18年)	2007 (平成19年)	2008 (平成20年)	2009 (平成21年)
中国	4	9	9	6	7
台湾	1	4	2	7	
韓国	2	2	2		
カナダ			1		※
フィリピン			1	2	2
インドネシア			3	2	
フランス				1	

※：カナダからアライグマ1頭

15

コンテナ等に迷入していた猫による咬傷事例

	件数	うち保管観察を 実施した件数	うち精密検査を実施した件数
2003 (平成15年)	1		1
2004 (平成16年)	4		2
2005 (平成17年)			
2006 (平成18年)			
2007 (平成19年)	5	3	4
2008 (平成20年)			
2009 (平成21年)	1		1

コンテナ等に迷入していた猫の逃亡事例

	件数	頭数	うち捕獲された猫の頭数※
2003 (平成15年)			
2004 (平成16年)	1	1	
2005 (平成17年)	1	1	
2006 (平成18年)			
2007 (平成19年)	2	2	1
2008 (平成20年)			
2009 (平成21年)	1	1	
2010 (平成22年)	2	2	2

※：捕獲事例は捕獲器で捕獲。すべて逃亡後3日以内捕獲された。

17

コンテナ等に迷入していた猫の発見場所 (平成15年～平成22年6月30日までの61事例)※1

	港湾地域で発見された事例	港湾地域以外で発見された事例(※2)	合計事例数
2003 (平成15年)	1	4	5
2004 (平成16年)	4	5	9
2005 (平成17年)	2	2	4
2006 (平成18年)	4	2	6
2007 (平成19年)	4	7	11
2008 (平成20年)	2	9(6)	11
2009 (平成21年)	4	3(1)	7
2010 (平成22年)		8(7)	8

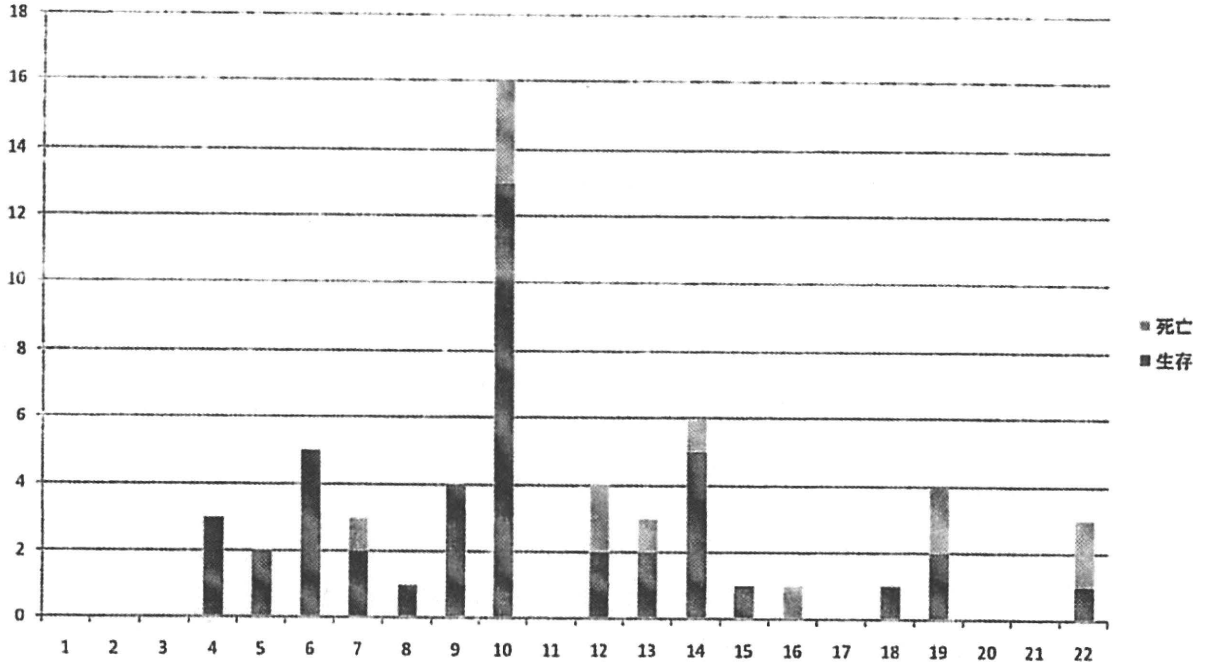
※1：県の保健所で猫を処置した事例及び逃亡事例も含む。

※2：コンテナを開梱せず通関を終了して国内貨物として流通しているコンテナを開梱して発見される事例がある。()内は内国貨物(2008～2010分について調査：2010年はコンテナ所有者等に聴取。2008～09年は猫の発見場所が保税蔵置場等に登録されていない貨物)

コンテナ搭載(又は出港)から開梱までの日数と迷入動物の生存数と死亡数

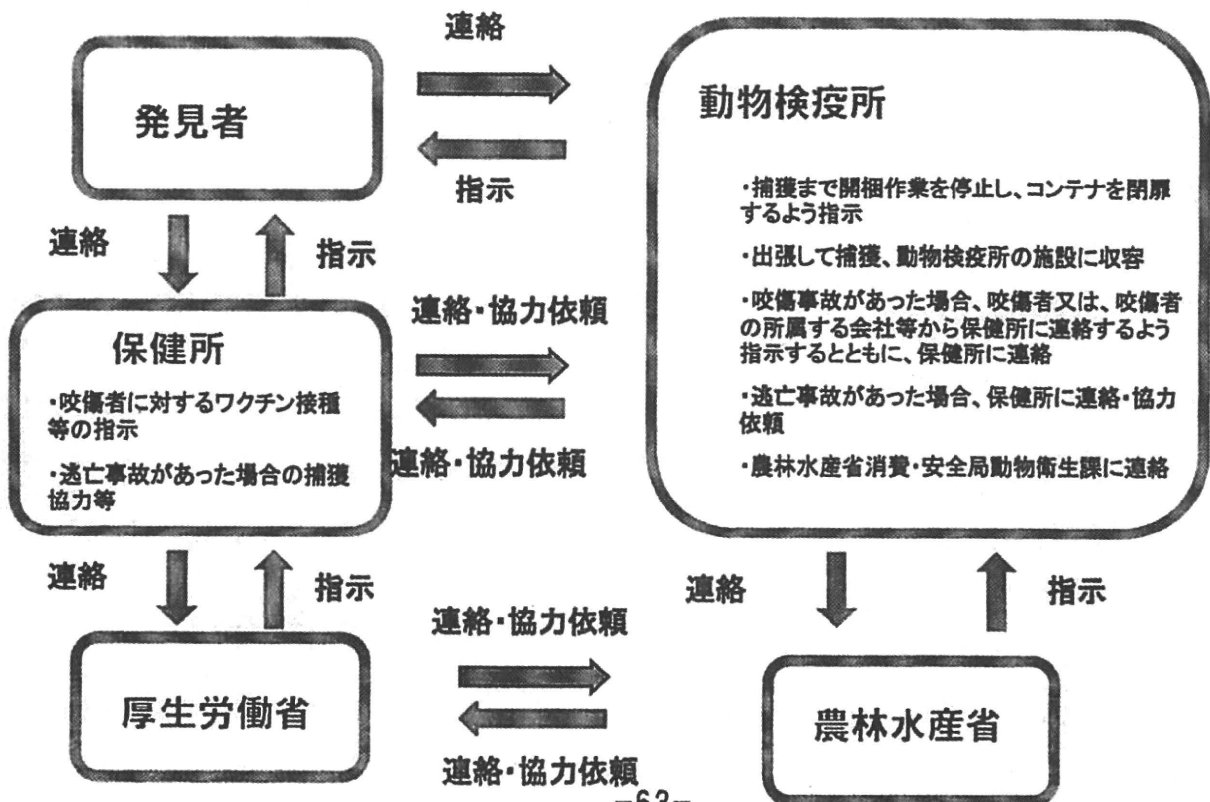
生存又は死亡頭数

調査期間：2007年1月13日～2010年6月30日



コンテナ搭載(又は出港)から開梱までの日数

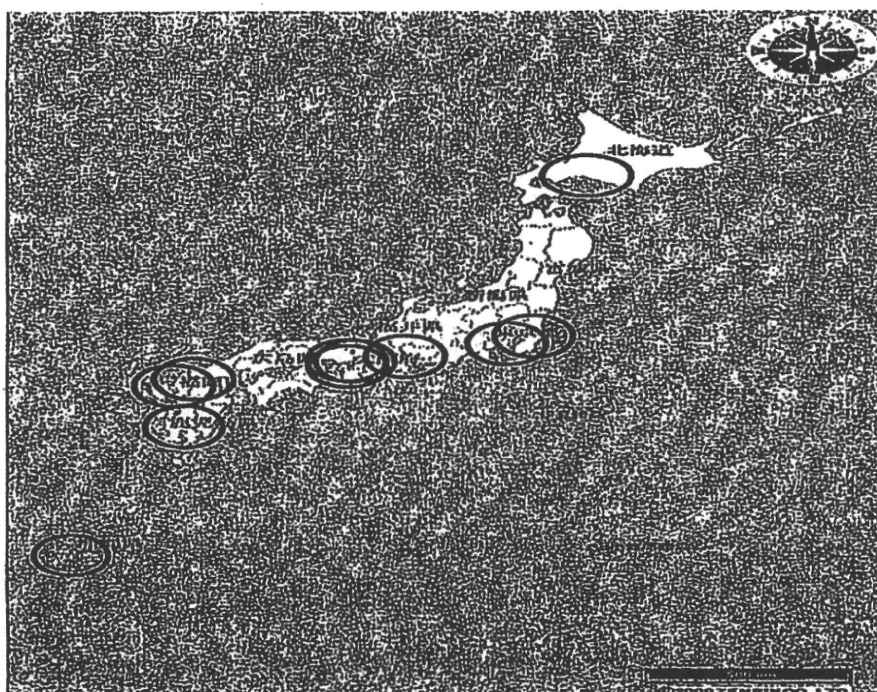
現状のコンテナ迷入猫対応例



コンテナ迷入猫対応の問題点

- 輸入されたコンテナが港湾地域で開梱されず、外国貨物又は内国貨物として全国的に配送される。
→国内法での規定がないことから、動物検疫所が輸入検疫に戻して対応しているが、遠隔地は迅速な対応が困難。
- 咬傷事故
→咬傷者への対応(ワクチン接種、保管観察等)
- 逃亡事故
→捕獲作業(捕獲器の設置、ポスター掲示等)

犬猫の係留施設のある動物検疫所から半径100kmの範囲



事務連絡

平成22年4月16日

徳島県動物由来感染症対策検討会

顧問 井上 智 様

徳島県保健福祉部生活衛生課

動物愛護・衛生担当

渡航先での咬傷被害者への狂犬病暴露後ワクチン接種対応事例について

日ごろは、本県の動物由来感染症対策の推進に格段の御協力をいただき感謝しております。

さて、先般、県内在住の方が、渡航先のフィリピンで狂犬病予防接種を受けていない犬に咬まれ、帰国後、県内において、狂犬病暴露後ワクチン接種を実施した事例が発生しました。

本事例につきましては、徳島県狂犬病対応マニュアルを参考に、関係機関と連携し、別紙のとおり迅速な対応をとることができましたので、対応の一例としてお知らせします。

徳島県保健福祉部生活衛生課

動物愛護・衛生担当 矢野

電話 088-621-2227

ファクシミリ088-621-2848

渡航先での咬傷被害者への対応事例について

1 探知

4月7日(水)

14:30頃 阿南保健所 狂犬病予防担当者から海外での咬傷患者が来所し、
「狂犬病の暴露後ワクチネーションを受けたい」との相談を受けた旨の
連絡があった

(1) 相談者： 40才 女性 阿南市在住

(2) 咬傷事故詳細

4月4日(日) フィリピンにて親族の飼い犬に右手首を咬まれた
咬傷犬(室内犬、狂犬病予防注射未接種
雑種、オス、成犬)

4月5日(月) 現地病院にて第1回目のワクチン接種実施
継続治療受けず、診断書を持って帰国

帰国後、2回目以降のワクチネーションが必要であり、2回目のワ
クチン接種予定日は4月8日(火)

*WHO推奨ワクチネーション回数 (6回・0、3、7、14、30、90日)

2 対応

阿南保健所

生活衛生課

4月7日(水)

14:00 咬傷被害者来所
事故詳細について聴き取り
14:30 被害者持参の診断書内容につ
いて神戸検疫所に確認

14:20 阿南保健所から第1報
詳細について確認するよう指示
14:30 業務課へ人用狂犬病ワクチンの有無
について確認
→1本は確保しているとのこと
14:40 阿南保健所へワクチン接種が必要な
らば、手配可能な旨伝える。

14:45 生活衛生課へ聴き取り内容の報告とワクチン接種のための調整について依頼

被害者には、病院が決定次第連絡する旨伝え、被害者の連絡先を確認し、帰宅させた

14:45 阿南保健所へ聴き取り内容詳細についてFAXするよう指示
咬傷犬の観察が可能かどうかについても確認するよう指示

15:00 業務課へワクチン確保の依頼
接種日が翌日なので、県確保分のワクチンではなくメーカーから病院へワクチンを卸してもらえるかもしれないとのこと。

業務課

メーカーへの在庫確認

15:30 健康増進課へ病院の手配を依頼

健康増進課

ワクチン接種可能な病院を手配
県内の病院で狂犬病ワクチンを備蓄している病院はないため、県でワクチン確保の調整をすることを条件とし、病院へ依頼

16:15 健康増進課から連絡
阿南市の病院で接種可能とのこと

業務課・健康増進課

メーカーから病院へのワクチンの搬送について協議

16:55 業務課・健康増進課から
ワクチンは、本日中に病院に入る
接種については、翌日（4/8）の午前中 との連絡

17:10 被害者宅へ連絡
併せて咬傷犬の状態が確認できるかを問い合わせ

17:20 被害者同居人から連絡
翌日（4/8）11～12時に受診

17:40 生活衛生課へ報告
病院受診の手続きができたこと
咬傷犬は現在のところ元気であるとのこと

4月8日（水）

11:50 病院へ被害者がワクチン接種に来院したことを確認

0日目 4/5 済

3日目 4/8 済

7日目 4/12

14日目 4/19

30日目 5/5

90日目 7/4

被害者本人は、犬の健康状態にかかわらず、6回全てのワクチネーションを受けたいと希望しているとのこと

17:00 阿南保健所へ、接種病院を連絡
受診時間については、被害者から病院へ問い合わせってもらうよう指示

17:40 阿南保健所から報告あり

12:05 阿南保健所から接種実施について連絡あり

4/16現在

- ・ 4/12に3回目のワクチネーション実施
- ・ 犬の状態に変化はなく、元気であるとのこと

咬傷被害者への治療

狂犬病は狂犬病ウイルスの感染によって引き起こされる致死的な人畜共通感染症（動物由来感染症）である。

1 特徴

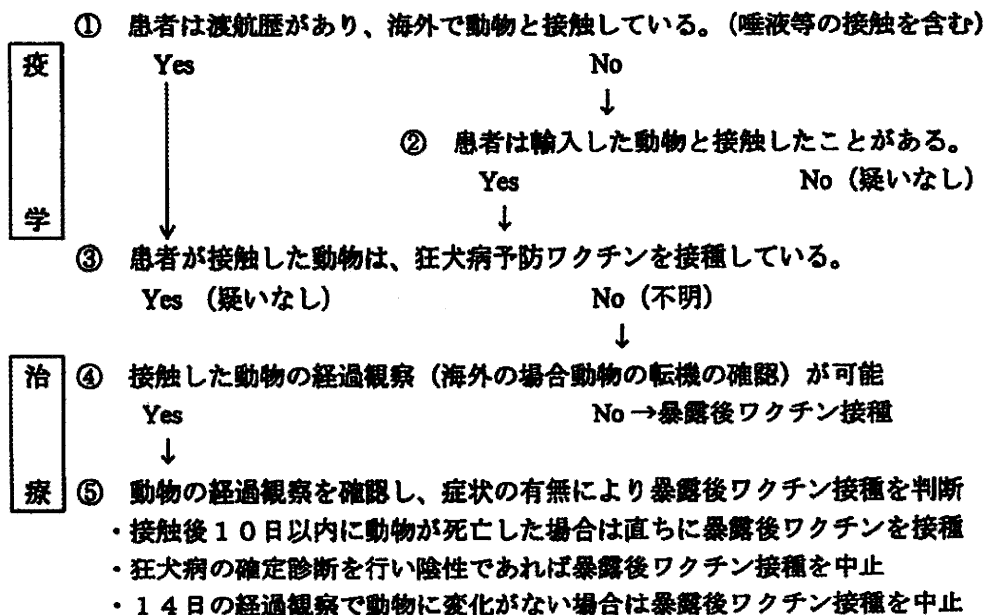
- 1) 有効な治療法がないため、発病すればほぼ100%死亡する
- 2) 狂犬病患者の大半では潜伏期が1～3ヶ月と長い
- 3) ほとんど全ての哺乳動物が罹患する
- 4) 地域によって狂犬病感染源動物が異なる
- 5) 発病する前に狂犬病ウイルス感染の有無を知る手段がない

* 現在でも狂犬病ウイルスに有効な薬剤はなく
狂犬病に対する特異的治療法はない。

* 「咬まれた後ただちに狂犬病ワクチン接種を始めて長い潜伏期の間に
免疫を獲得させる狂犬病暴露後発病予防が有効である」

2 狂犬病ワクチン接種（組織培養狂犬病ワクチン）

動物咬傷の被害者に狂犬病ワクチンを接種する必要の有無は、咬まれた地域や加害動物の種類、咬傷の程度に基づいて判断する。



◎狂犬病常在地で咬まれた場合

- ① 直ちに傷口を流水と石鹸で十分に洗浄する
- ② 70%エタノールまたはポピドンヨード液で消毒する
- ③ 狂犬病ワクチンを初回接種日を0日とし、0、3、7、14、30日の5回注射する。場合により90日に6回目の注射を行う
- ④ 必要に応じて狂犬病免疫グロブリン 20IU / Kg を出来るだけ傷口に、残れば肩に注射する

※ただし、抗狂犬病免疫グロブリンは国内では承認されておらず入手できない。

◎日本国内で咬まれた場合

日本では昭和32年以降狂犬病の国内発生が報告されておらず、国内で犬や猫に咬まれた場合、通常は狂犬病ワクチンを接種する必要はない。

(咬傷の処置と2次感染予防、破傷風トリプト・破傷風免疫グロブリンの投与)

*アライグマに咬まれた場合狂犬病ワクチン接種による暴露後発病予防を行うことが望ましい。

(現在、国内では狂犬病の発生がないことから野生動物の咬傷被害について狂犬病に特定した対応の必要性は低いと考えられるが、野生動物の感染症については不明なことが多く、狂犬病の流行を媒介するリスク動物の適切なモニタリングやサーベイランス、自治体での狂犬病発生リスク調査などを今後も積極的に行っていくことが重要である。)